

# 柏市総合地方卸売市場業務条例 改正（骨子案）

柏市公設総合地方卸売市場

# ☆法改正により，新たに規定・改正する項目

現行条例	新条例(案)	新規則(案)	解説
・規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(開設者の差別的取扱の禁止) 市長は，市場における業務に関し，卸売業者，仲卸業者，売買参加者その他の市場において売買取引を行う者(以下「買受人」という。)に対して，差別的な取扱をしてはならない。</li> </ul>	・業務条例に規定するため，規定しない	・改正市場法に規定
・規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(卸売業務の許可) 市場において，卸売の業務を行おうとする者は，市長の許可を受けなければならない。</li> </ul>	・業務条例に規定するため，規定しない	・市場法改正前は，千葉県条例で許可していたが，今回の改正でその条例が廃止となるため，新たに本市業務条例で規定することとした。
(せり人の登録) 第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は，その者について当該卸売業者が市長の行う登録を受けている者でなければならない。	(せり人の届出等) 市場において行う卸売のせり人は，規則で定めるところにより，当該卸売業者が市長に届け出た者でなければならない。	(1) 当該せり人の氏名及び住所 (2) 当該せり人がせりを行う取扱品目 2 前項の届出書には，せり人の履歴書を添付し，提出しなければならない。 (登録制から届出制への変更)	・卸売業者がせり人の選定を速やかに行えるよう簡素化し届出制とした。 (更新手続きを不要とした。)
(事業報告書の提出) 第15条の2 卸売業者は，事業年度ごとに，規則で定めるところにより，事業報告書を作成し，毎事業年度経過後遅滞なく市長に提出しなければならない。	(事業報告書の提出等) 卸売事業者は，事業年度ごとに卸売市場法施行規則により，事業報告書を作成し，毎事業年度経過後90日以内にこれを市長に提出しなければならない。 2 卸売業者は，取引した者から安定な決済を確保するために必要な財務に関する情報として，規則で定める記載された部分について閲覧の申請があった場合には，正当な理由がある場合を除き，これを閲覧させなければならない。 3 前項の閲覧は，インターネットの利用その他適切な方法により閲覧させなければならない。	<input type="checkbox"/> 閲覧内容 <input type="checkbox"/> 貸借対照表及び損益計算書の写しとする。 <input type="checkbox"/> 閲覧を拒否できる正当事由 ・卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがない者。 ・財務状況を確認する目的以外の申し出と認められるとき。 ・同一の者から短期間に繰り返して申し出がされたとき。	・改正市場法以前は，千葉県卸売市場条例に基づき，千葉県知事に事業報告書を提出していた。 ・(法第4条第5項第5号の表の6の項(2)) 決済の確保に定義されている。 ・開設者が財務状況の確認及び指導等を行うことになる。

# ☆法改正により，新たに規定・改正する項目

現行条例	新条例(案)	新規則(案)	解説
<p>第48条3 卸売業者は，毎月10日までに，前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額(競り売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその8パーセントに相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。</p>	<p>・現行条例のとおり</p>	<p>①卸売をした物品の品目 ②せり売り相対取引別の数量及び卸売金額 ③第三者販売の数量及び卸売金額 ④市場外物品(市場を経由しない物品を含む)の卸売があるときはその数量及び卸売金額 ※毎月10日までに前月分を報告</p>	<p>・規則に用語の修正整理を行った。</p>
<p>(売買取引の方法) 第35条の2 卸売業者は，市場において行う卸売については，次の各号に掲げる物品の区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。 (1) 別表第1に掲げる物品 競り売又は入札の方法</p>	<p>(売買取引の方法) 卸売業者は，市場において行う卸売については，次の売買取引の方法により卸売を行うものとする。 (1) 売買取引方法は，せり若しくは入札又は相対取引とする。</p>		<p>・現行条例の別表取引方法を改める。</p>
<p>・規定なし</p>	<p>(卸売業者による売買取引の条件の公表) 卸売業者は，規則で定めるところにより，その取扱品その他の売買取引の条件(売買取引に係る金銭収受に関する条件を含む。)をインターネットの利用，その他の適切な方法により公表しなければならない。</p>	<p>(1) 営業日及び営業時間 (2) 取扱品目 (3) 生鮮食料品等の引渡方法 (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類，内容及びその額 (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 (6) 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の支払いがある場合はその種類，内容及びその額</p>	<p>・改正法に規定</p>

# ☆法改正により，新たに規定・改正する項目

現行条例	新条例(案)	新規則(案)	解説
<p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p>第36条 卸売業者は，市場における卸売の業務に関し，出荷者，仲卸業者又は買受人に対して，不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は，その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について，当市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には，その申込みが第42条の規定により承認を受けた受託契約約款によらないことその他の正当な理由がなければ，その引受けを拒んではならない。</p>	<p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p>卸売業者は，市場における卸売の業務に関し，出荷者，仲卸業者又は売買参加者に対して，不当に差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(受託拒否の禁止)</p> <p>卸売業者は，その許可に係る品目の物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には，規則で定める正当な理由がある場合を除き，その引受けを阻んではならない。</p>	<p>・受託拒否ができる正当な事由</p> <p>(1) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が衛生上有害である場合。</p> <p>(2) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかつた生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合。</p> <p>(3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受け入れ能力を超える場合。</p> <p>(4) 販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があつた場合。</p> <p>(5) 販売の委託の申込みが、卸売業者が公表の売買取引の条件に基づかない場合。</p> <p>(6) 販売の委託の申込みが、当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合。</p> <p>(7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合。</p> <p>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)</p> <p>ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者。</p> <p>ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。</p>	<p>・法の改正に伴い、別々に規定。</p> <p>・法規定により、全ての取引参加者に対して、差別的取扱いの禁止とする。</p> <p>・受託拒否ができる正当な理由は、国の通達で示されていたが、法規定に改められたことから規則で定めた。</p>
<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第37条 卸売業者は，市場における卸売の業務については，仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。</p> <p>☆例外規定による市長の許可，届出</p>	<p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>卸売業者は，市場における卸売の業務については，仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし，当該仲卸業者及び売買参加者への卸売及び市民への生鮮食料品等の安定供給の支障とならない範囲で行う場合はこの限りではない。</p> <p>2 卸売業者は，仲卸業者及び売買参加者以外の者に対し卸売をした場合には，規則で定めるところにより，市長に届出をしなければならない。(許可制から届出制)</p>	<p>・販売を行った場合は，規則で定める届出書により，市長に届出</p> <p>・毎月10日までに前月分(卸売数量・卸売金額)を届出。</p>	<p>・卸売業者の経営の自由度を高め、迅速な取引が可能なように、第三者販売条件の緩和。</p> <p>・同条例第2項では、同条例第1項に基づき販売を行った場合の届出について、規則で定めた。</p>

# ☆法改正により，新たに規定・改正する項目

現行条例	新条例(案)	新規則(案)	解 説
<p>(仲卸業者の業務の規制) 第45条 仲卸業者は、市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、販売の委託の引受けをしてはならない。 2 仲卸業者は、市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし・・・ ☆例外規定による市長の許可，届出</p>	<p>(仲卸業者の業務の規制) 仲卸業者は、市場内において、許可に係る取扱品目の生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、卸売業者及び売買参加者及び市民への生鮮食料品等の安定供給の支障とならない範囲で行う場合はこの限りではない。 その場合、届出を市長に提出しなければならない。 (許可制⇒届出制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売を行った場合は、規則で定める届出により、市長に提出。</li> <li>毎月10日までに前月分(品目・数量・買入の相手先・販売金額)を届出。</li> </ul> <p>※販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲卸業者の経営の自由度を高め、多様な品目を取扱えるよう、直荷引きの原則条件の緩和を行う。</li> </ul>
<p>(卸売予定数量等の報告) 第48条 卸売業者は、毎開場日に、次に掲げる物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。 (1) 当日卸売をした物品の売買取引の方法ごとの卸売の数量及び卸売価格 (2) 第39条第1項第1号の規定による市長の承認を受けて当日卸売をした物品の卸売の数量及び卸売価格 3 卸売業者は、毎月10日までに、前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額(競り売若しくは入札又は相対取引に係る価格にその8パーセントに相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。)を市長に報告しなければならない。</p>	<p>(卸売予定数量等の報告) 卸売業者は、以下の事項を市長に報告しなければならない。 (1) 主要な品目の卸売予定数量 (2) 主要な品目の価格 (3) 卸売をした物品の品名，数量，卸売価格(月ごと) (4) 仲卸業者，売買参加者に対する卸売数量と金額(年毎) (5) 出荷奨励金(月毎) (6) 完納奨励金(月毎)</p>	<p>(卸売予定数量の報告) ・規則により，卸売予定数量の報告は販売開始時刻の30分前までに行わなければならない。(現行法どおり) (卸売結果の報告) ・販売価格等の報告は，毎開場日の営業終了後速やかに行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行法で条例を整理</li> <li>規則については現行法どおり (第三者販売は，予定数量が不確定要素があるため月例報告のみ，数量・価格等の取引実態の把握にとどめる。)</li> </ul>

# ☆法改正により，新たに規定・改正する項目

現行条例	新条例(案)	新規則(案)	解説
<p>・規定なし</p>	<p>(卸売業者による売買取引の結果等の公表) 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、卸売の数量及び卸売価格 その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の收受の状況含む)その他公正な取引の指標となるべき事項として規則で定めるものを公表しなければならない。</p>	<p>・次の掲げる事項について、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表する。 (1) その日の主要な品目の卸売予定数量は、毎開場日青果部、水産物部、花き部ともに販売開始時刻の30分までに公表すること。 (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格は、毎開場日の販売時刻終了後速やかに公表すること。 (3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額 ※(1)の公表は、主要な産地と併せて公表する。 (2)の公表は、価格を高値、中値、安値に区分。</p>	<p>・改正法に規定</p>
<p>(卸売予定数量等の公表) 第49条市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、その日の卸売のための販売開始時刻までに、前条第1項各号に規定する物品について、主要な品目の数量及びその主要な産地並びに前開場日に卸売がされた主要な品目の数量及びその卸売価格を市場の見やすい場所に掲示するものとする。</p>	<p>(開設者による売買取引の結果等の公表) 市長は、毎開場日、卸売業者から報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その日の主要な品目の卸売予定数量及び前開場日の卸売の数量並びに卸売価格を公表しなければならない。</p>	<p>・次の掲げる事項について、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表する。 (1) その日の主要な品目の卸売予定数量は、毎開場日青果部、水産物部、花き部ともに営業開始時刻の30分までに公表すること。 (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格は、毎開場日販売終了後、速やかに公表すること。 ※(1)の公表は、主要な産地と併せて公表する。 (2)の公表は、価格を高値、中値、安値に区分。</p>	<p>・改正法に規定 「掲示を改め、公表とした。」</p>
<p>・規定なし</p>	<p>(開設者による売買取引の方法及び決済の方法の公表) 市長は、規則で定めるところにより、市場における売買取引の方法及び決済の方法を公表しなければならない</p>	<p>・公表は、インターネットの利用、その他の適切な方法により公表する。</p>	<p>・改正法に規定</p>

# ☆法改正により，新たに規定・改正する項目

現行条例	新条例(案)	新規則(案)	解説
<p>(仕切り及び送金)            第50条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価(競り売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下この条において同じ。)、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の8パーセントに相当する金額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第55条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額及び当該合計額の8パーセントに相当する金額)並びに控除すべき次条第1項に規定する委託手数料並びに当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を販売原票に基づき明記した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、卸売業者が買受人等と支払猶予の特約をした場合であって規則で定めるところにより当該特約をした旨を市長に届け出たときは、この限りでない。</p> <p>(買受代金の即時支払義務)            第54条 買受人等は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金(買い受けた額にその8パーセントに相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。            2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、当該仲卸業者に対し、買い受けた物品の代金をできるだけ速やかに支払うよう努めなければならない。</p>	<p>(決済の方法)            卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日に代金(受託物品の卸売金額から控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となるべき費用(消費税額及び地方消費税額を含む。)を控除した金額とする。)を支払わなければならない。            2 卸売業者は、出荷者から生鮮食料品等を買受けたときは、引き渡しを受けた日から翌日に、代金を支払わなければならない。            3 卸売業者から物品を買い受けた者は、卸売業者に対し、その代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。            4 仲卸業者は、市場の卸売業者以外の者から販売のための生鮮食料品等を買入れた場合は、その物品の引渡しを受けると同時に買受代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)を支払わなければならない。            5 仲卸業者から買い受けた者は、物品の引き渡しを受けた後、速やかに買受けた物品の代金(消費税額及び地方消費税額を含む。)を支払わなければならない。            6 市場における売買取引の支払方法は、送金又は現金によるものとする。            7 前各項の規定は、代金の支払いに関し、特約を交わした場合は、この限りではない。</p>	<p>・業務条例で規定するため、規則では定めない。</p>	<p>・改正法に伴い、現行条例第50条と第54条を(新条例「決済の方法」として改組し箇条書きとした。</p>

